

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越谷市

市町村名 (市町村コード)	越谷市 (11222)
地域名 (地域内農業集落名)	増林地区 (上組一、上組二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月9日 (第9回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田の割合が高い地域であり、パイプラインの有利性を活かし、水稻作を実施している。しかし、農業者の高齢化や後継者不足を背景として、将来的な担い手の確保について懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理機構の活用や、ほ場の区画拡大等の基盤整備により、作業効率性の向上・営農環境の改善を進め、地域外を含めた担い手への農用地の集積・集約化を図ることにより、優良農地の保全・有効活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域での話し合いに基づき、地域外を含めた担い手への農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、ほ場の区画拡大など、農業を継続できる環境を整えるための基盤整備を令和6年度から実施する予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農用地の集積・集約化を進めることで、作業効率性の向上や営農環境の改善を支援し、担い手の確保・育成につなげていく。また、市やJAと連携して、担い手からの相談に対応するなどのサポートを行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--